

●香川県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年7月11日から同年8月1日まで一般の縦覧に供する。

平成20年7月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 本山停車場線（229号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市豊中町本山甲字六之坪96番1地先 から 三豊市豊中町本山甲字六之坪93番1地先 まで	14.5～28.0	75	平成10年香川県告示第116号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成20年7月11日